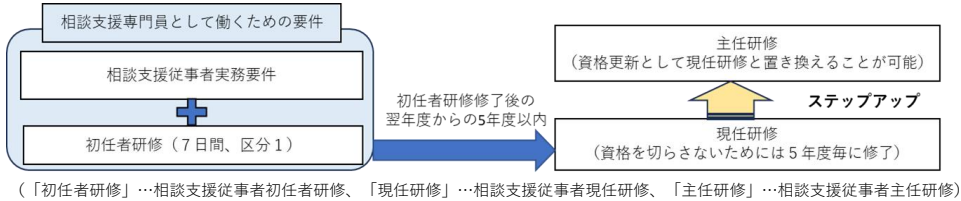


障害者相談支援従事者現任研修 受講時期・要件等について

【相談支援専門員として働くための要件】



【研修受講時期】

		年度																
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
初任者研修修了年度	H27年度	初	H28	H29	H30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	H28年度		初	H29	H30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	H29年度			初	H30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	H30年度				初	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	R1年度					初	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	R2年度						初	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	R3年度							初	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
5年間のどこかで1回目の現任研修を受講できる	R4年度								初	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	R5年度									初	6	7	8	9	10	11	12	13
	R6年度										初	7	8	9	10	11	12	13
	R7年度											初	8	9	10	11	12	13

【令和7年度が現任研修の受講更新期限となる方】
下記①～③の方で、R3年度～R7年度に現任研修または主任研修を修了していない方
①H22年度に初任者研修を修了し、現任研修と主任研修を合わせて2回以上修了された方
②H27年度に初任者研修を修了し、R2年度までに現任研修を修了された方
③R2年度に初任者研修を修了された方

初任者研修修了年度 5年間のどこかで1回目の現任研修を受講できる 5年間のどこかで2回目の現任研修を受講できる

初任者研修修了年度の翌年度からの5年間に、現任研修もしくは主任研修を一度も受講しなかった場合、資格が失効します。
(例1) H27年度初任者研修を修了⇒H28年度に1回目の現任研修を修了⇒R3年度に主任研修を修了した場合
・・・次回はR8年度～R12年度の間に2回目の現任研修を受講してください。
(例2) H27年度初任者研修を修了⇒H28年度に1回目の現任研修を修了⇒R2年度に主任研修を修了した場合
・・・R3年度～R7年度の間に2回目の現任研修を受講しないと資格が失効します。

【受講要件】

- 1回目の現任研修 … 初任者研修(全日程7日間)を修了しており、**現任研修受講日までの過去5年間(令和7年度受講の場合は、令和2年12月3日～令和7年12月2日)に2年以上**指定相談支援事業所等(※1)において相談支援業務に従事(地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む)している必要があります。**現に相談支援業務に従事している者であっても、2年以上の実務経験がなければ受講できません。**
- 2回目以降の現任研修 … 一定の経験(下記①または②)を有する必要があります。
① **現任研修受講日までの過去5年間(令和7年度受講の場合は、令和2年12月3日～令和7年12月2日)に2年以上**指定相談支援事業所等(※1)において相談支援業務に従事(地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む)した。
② **現に**相談支援業務に従事している。
- (※1) 指定相談支援事業所等とは、基幹相談支援センター・指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を指します。

<現任研修受講不可の例> 初回の現任研修を受講したいが、令和6年4月1日から相談支援業務に従事している方。

※育児休業や病欠休業など、長期の休業期間は実務経験として計上できませんので、ご注意ください。

※現任研修受講日前5年間であれば、初任者研修受講前の実務経験も含みます。

年度	～H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
業務	直接支援業務に従事						相談支援業務に従事	
研修			修了 初任者 研修					現任 研修 開始 日

【注意事項】

- ※現任研修の受講期間(5年度毎)に1回も現任研修または主任研修を修了しなかった場合、資格は失効します。
※資格失効後、相談支援専門員として従事しようとする場合、初任者研修を再度修了する必要があります。
※初任者研修修了年度と同じ年度に現任研修を受講した場合は、適切な期間に現任研修を修了したと認められません。
※令和3年度に初任者研修を修了した方で、実務要件が足りないことを理由に令和8年度新潟県相談支援従事者現任研修を受講できない、**且つ現に相談支援専門員として従事している者**は、特例で令和8年度新潟県相談支援初任者研修に受講申込ができます。
(詳細は、「相談支援従事者初任者研修の受け直しによる相談支援専門員の資格失効防止の取扱いについて」(新潟県障害福祉課事務連絡 令和7年4月15日)を御確認ください。)

【研修の受講に関する問合せ先】

新潟県中央福祉相談センター障害者相談支援室 TEL: 025-364-0068